中小企業

申請期限延長

令和8年度

カスタマーハラスメント対策支援補助金



申請期限

令和8年12月23日（水）

＜締切：受付期間終了日の17：00必着＞

予算がなくなり次第終了となるため、お早めにご相談ください

就業環境の改善を図るため、
中小企業が実施する**カスタマーハラスメント対策**に取り組む
事業について**経費の一部**を補助します。

※ 令和８年10月からカスハラ防止措置が義務化されました。

補助金の概要

補助対象者 名古屋市内の中小企業者
※従業員を雇用していない**中小企業者（フリーランス等）も対象**となります。

補助事業 就業環境の改善を図るためカスタマーハラスメント対策に取り組む事業

●補助対象経費

管理用カメラ導入費
- 管理用カメラ
- ウェアラブルカメラ（ボディカメラ）
- クラウド型の録画システム
- 設置費等

通話録音装置導入費
- 通話録音装置
- クラウド型の録音システム
- 設置費等

謝 金
基本方針、基本姿勢、対応マニュアル等の作成のために必要な謝金として、依頼した弁護士や社会保険労務士等に支払われる経費（作成した対応マニュアル等を従業員に習得させるための研修費用を含む。）

※上記に記載がない経費についてはご相談ください。

補助率	補助金額
補助対象経費の2分の1以内	5万円～30万円

スケジュール（予定）

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

●セミナー開催およびオンラインにて随時配信を予定

- 相談予約開始
- 申請開始
- 順次交付決定
- 補助事業実施期間（交付決定日～令和9年1月31日(日)）
- 実績報告
- 検査後補助金交付

以下の条件を満たす必要があります

① **カスタマーハラスメント対策セミナーを受講済み**である（オンラインセミナーが可能です）

② **カスタマーハラスメント対策に関する相談を受けている**

③（従業員を雇用している中小企業者の場合）
カスタマーハラスメント対策を実施することを**従業員に対して表明**している



カスタマーハラスメント対策セミナー

この補助金は、名古屋市新事業支援センターが実施するカスタマーハラスメント対策セミナーを受講済みであることが申請の要件となっています。
セミナーの詳細は、以下をご確認ください。

https://www.nipc.or.jp/customer_harassment/seminar.html

カスタマーハラスメント対策に関する相談　お問合せ先

この補助金は、名古屋市新事業支援センターで、カスタマーハラスメント対策に関する相談を受けることが申請の要件となっています。
中小企業カスタマーハラスメント対策支援マネージャーが、補助金の申請にかかるご相談にお応え致します。

名古屋市新事業支援センター	電話番号 052-735-0808

補助事業について

中小企業が就業環境の改善を図るために市内で実施する、カスタマーハラスメント対策を目的とした取り組みを本補助金の交付の対象事業とします。

【具体的な事業例】

- 顧客等とのやり取りの事実関係を確認するため、**管理用カメラを設置**して録画・録音ができるようにしておくとともに、カスタマーハラスメント防止のため顧客にもその旨を周知する。
- 顧客等とのやり取りの事実関係を確認するため、**通話録音装置を設置**して録音ができるようにしておくとともに、カスタマーハラスメント防止のため顧客にもその旨を周知する。
- カスタマーハラスメント対応として、顧客対応者、現場責任者、本社や本部への報告や相談手続きなどについて、**マニュアルを作成**し、従業員に周知する。

⚠ ご注意ください

※募集予定枠に達した場合は、その時点で受付を終了します。

申請手続きについて

申請手続きの詳細については、以下をご覧ください。

【名古屋産業振興公社WEBサイト】

https://www.nipc.or.jp/customer_harassment/

申請のための交付申請書等の各種様式につきましては、名古屋産業振興公社 WEB サイトにてダウンロードできます。
申請期間内に左記 WEB サイト「申請受付フォーム」より申請してください。

ご提出先・お問合せ

公益財団法人名古屋産業振興公社
名古屋市新事業支援センター
〒464-0856　名古屋市千種区吹上二丁目6番3号

TEL 052-735-0808　受付時間　平日の午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

MAIL customer@nipc.or.jp　WEB https://www.nipc.or.jp/customer_harassment/